

新型コロナウイルス感染症の患者の発生について

令和3年9月27日(月)及び28日(火)に、新型コロナウイルス感染症の患者が12例確認されました。新型コロナウイルス感染症の患者の発生は県内21589～21600例目です。

本件については積極的疫学調査を行っており、現時点で把握している情報は次のとおりです。なお、県全体の直近7日間の10万人当たり新規報告患者数は9.1です。

- 【発生数】 3市3町で、10歳未満～60代 計12名
- 【症状等の度合】 中等症1(50代1名)、軽症11
- 【入院等の状況】 入院中4、宿泊療養中2、調整中6
- 【他事例との関連】 濃厚接触者6、接触あり2、調査中4
- 【ワクチン接種歴】 2回接種1(20代1名) 1回接種1(40代1名)、未接種10
- 【県外往来等※】 あり2

※ 発症(無症状は検体採取日)前14日以内の県外・海外との往来  
・ 再陽性の患者はいません。

市町名／年代	10歳未満	10	20	30	40	50	60	70	80	90歳以上	合計
廿日市市		1			1						2
東広島市			1				1				2
府中町	3		1								4
海田町						1					1
熊野町		1									1
三原市	1		1								2
合計	4	2	3		1	1	1				12

【県民、事業者の皆様へ】

- 外出は、外出機会と時間を合わせて半分に削減(20時以降の外出は更に削減)してください。
- 徒歩・自転車通勤、時差出勤等を促すとともに、Web会議やテレワークの活用により、出勤者を7割削減するとともに、20時以降の勤務を抑制してください。
- 同居する家族以外での会食は控えてください。ただし、同居する家族以外での会食等にあつて、物理的な対策等がとられている飲食店を利用する場合、居宅や屋外のキャンプ場等において飛沫感染防止や手指消毒、換気を徹底する場合があります。
- 県境を越える移動は、最大限、自粛するとともに、他の都道府県からの来訪者と面会する機会がある場合、感染リスクを考慮し行動してください(事業者においては、出張時期の変更やWeb会議への切替えなど)。

お願い

報道機関各位におかれましては、感染症法の精神に基づきプライバシー保護及び風評被害、患者・御遺族等の人権尊重・個人情報の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。